

# 福岡県公報

平成二十九年六月三十日  
第三千九百五号  
増刊 ①

## 目次

### 条 例 (第十九号―第二十四号)

○福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事課) ……………二

○福岡県税条例の一部を改正する条例

(税務課) ……………三

○福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(県民情報広報課) ……………七

○福岡県地域医療医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例

(医療指導課) ……………八

○福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例

(職業能力開発課) ……………九

○福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例

(体育スポーツ健康課) ……………九

## 公布された条例のあらまし

◇福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 雇用保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、雇用保険法で定められる失業等給付に準じて支給する失業者の退職手当を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第九条第十項第五号の改正規定及び附則第三条の規定は、平成三十年一月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の制定に伴い、自動車取得税におけるエコカー減税の見直し、居住用超高層建築物に係る新たな不動産取得税の税額算定方法の導入及び県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う県から指定都市への個人住民税の税源移譲を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成三十年一月一日から施行することとした。ただし、附則第一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。  
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(総務部県民情報広報課)

1 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の一部改正及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の制定による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、個人情報の定義及び個人情報の収集制限の規定を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第三条第三項の改正規定は、平成三十年一月一日から施行することとした。

二 改正後の福岡県個人情報保護条例第三条第三項ただし書の規定に基づく諮問その他の準備行為は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行前においても行うことができることとした。

◇福岡県地域医療医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療指導課)

1 地域医療の充実に必要な医師の確保を効果的に行うため、福岡県地域医療医師奨学金の貸与の資格等を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。  
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例

(福祉労働部労働局職業能力開発課)

1 国において技能検定の二級又は三級の実技試験を受検する三十五歳未満の者を対象として手数料を減額する措置が実施されることに鑑み、手数料の減額規定の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十九年十月一日から施行することとした。

◇福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例

(教育庁体育スポーツ健康課)

1 福岡県立久留米スポーツセンターにおいて体育館を改築することに伴い、その利用料金の上限を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

条 例

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十九号

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第九項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者

として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

第九条第十項第五号中「公共職業安定所」の下に「、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八條の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の一項を加える。

46 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第九条第九項の規定の適用については、同項中「第二十八條まで」とあるのは「第二十八條まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。

(イに掲げる者を除く。)

と認めたものとする。

附 則

(施行期日)

**第一条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第十項第五号の改正規定及び附則第三条の規定は、平成三十年一月一日から施行する。  
(経過措置)

**第二条** この条例による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)(第九条第九項(第二号に係る部分に限り、新条例附則第四十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定は、退職職員(退職した福岡県職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員(同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。))をいう。次条において同じ。)であつて福岡県職員の退職手当に関する条例第九条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第二項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

**第三条** 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十四号)第四条の規定による改正後の職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号。以下「改正後職業安定法」という。)(第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第九条第十項(第五号に係る部分に限り、福岡県職員の退職手当に関する条例第九条第十一項において準用する場合を含む。))の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成三十年一月一日以後である場合について適用する。

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第二十号**

福岡県税条例の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

**第一条** 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正

する。  
目次中「(第六十五条―第七十一条)」を削り、「第百八条」を「第百八条の二」に、「第百七条」を「第百六条」に改める。

第二十条第五項中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第二十条の五第一項中「百分の四」の下に「(所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(第二十条の五の三において「指定都市」という。))の区域内に住所を有する場合には、百分の二)」を加える。

第二十条の五の三中「百分の四」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二)」を加え、「にあつては」を「には」に、「その者」を「当該納税義務者」に改める。

第二十条の十三の二第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「第二項」を「前項」に改め、「及び第三項の規定による控除」を削り、同項を同条第三項とする。

付則第五条第一号中「百分の一・二」の下に「(当該納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(以下「指定都市」という。))の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六)」を、「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八)」を加え、同条第二号中「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八)」を加え、同条第三号中「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四)」を加え、同条第三号中「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四)」を加え、同条第三号中「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四)」を加え、同条第三号中「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四)」を加え、同条第三号中「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四)」を加え、同条第三号中「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四)」を加え、同条第三号中「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四)」を加える。

付則第五条の三の二第一項中「五分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)」を、「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を、「三万九千円」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円)」を加え、同条第二項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第四

項中「ときは、」を「場合における」に改め、「百分の二・八」との下に「、「百分の一」とあるのは「百分の一・四」とを、「五万四千六百円」との下に「、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」と」を加える。

付則第六条第二項第一号中「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・三)」を加える。

付則第十条の二第一項中「法第三十二条第一項及び第二項並びに」を「第二十条の三及び」に、「第二十条の四」を「法第三十四条」に改め、「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加え、同条第二項中「同条第一項及び第二項並びに」を「第二十条の三及び」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用がある場合における第二十条の四、第二十条の五の二から第二十条の五の四まで、付則第五条、付則第五条の三及び付則第五条の三の二第一項の規定の適用については、第二十条の四中「前条の規定によつて算定した総所得金額」とあるのは「前年の所得について算定した総所得金額、付則第十条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第二十条の五の二、第二十条の五の三前段、第二十条の五の四、付則第五条及び付則第五条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第二十条の五の三中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第二十条の五の三後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第五条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び付則第十条の二第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得(同条第二項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び付則第十条の二第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、付則第五条の三の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

付則第十条の三第一項第一号中「第三項第三号」を「法附則第三十三条の三第三項

第三号」に改め、「百分の四・八」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二・四)」を加え、同条第三項第一号を次のように改める。

一 第二十条の四の規定の適用については、同条中「前条の規定によつて算定した総所得金額」とあるのは「前年の所得について算定した総所得金額、付則第十条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

同項中第二号及び第三号を削り、同項第四号中「付則第五条の三の二第一項及び付則第五条の四」を「及び付則第五条の三の二第一項」に改め、「第二十条の五の二」の下に「、第二十条の五の三前段、第二十条の五の四、付則第五条及び付則第五条の三」を加え、「所得割の額及び付則第十条の三」を「所得割の額及び付則第十条の三第一項」に改め、「、同項前段、第二十条の五の四、付則第五条の三及び付則第五条の三の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と及び「付則第五条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十条の三の規定による県民税の所得割の額の合計額」と」を削り、「金額の合計額」と」の下に「、付則第五条の三の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」とを加え、同号を同項第二号とし、同項第五号及び第六号を削る。

付則第十一条第一項中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加え、同条第三項中「付則第五条の三の二第一項及び付則第五条の四」を「及び付則第五条の三の二第一項」に改め、「第二十条の五の二」の下に「、第二十条の五の三前段、第二十条の五の四、付則第五条及び付則第五条の三」を加え、「所得割の額及び付則第十一条」を「所得割の額及び付則第十一条第一項」に改め、「、同項前段、第二十条の五の四、付則第五条、付則第五条の三及び付則第五条の三の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と及び「付則第五条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十一条の規定による県民税の所得割の額の合計額」と」を削り、「課税長期譲渡所得金額の合計額」と」の下に「、付則第五条の三の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに

付則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」とを加える。

付則第十一条の二第一項第一号中「百分の一・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・八)」を加え、同項第二号イ中「三十二万円」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、十六万円)」を加え、同号ロ中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

付則第十一条の三第一項第一号中「百分の一・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・八)」を加え、同項第二号イ中「九十六万円」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、四十八万円)」を加え、同号ロ中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

付則第十二条第一項中「百分の三・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・八)」を加え、同条第三項中「百分の二」を「百分の二」と、「百分の一・八」とあるのは「百分の一」に改め、同条第四項中「付則第五条の三の二第一項及び付則第五条の四」を「及び付則第五条の三の二第一項」に改め、「第二十条の五の二」の下に「第二十条の五の三前段、第二十条の五の四、付則第五条及び付則第五条の三」を加え、「所得割の額及び付則第十二条」を「所得割の額及び付則第十二条第一項」に改め、「同項前段、第二十条の五の四、付則第五条、付則第五条の三及び付則第五条の三の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と及び「付則第五条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十二条の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを削り、「課税短期譲渡所得金額の合計額」との下に「付則第五条の三の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」とを加える。

付則第十二条の二第一項及び付則第十二条の二の二第一項中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

付則第十二条の三第一項中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区

域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加え、同条第二項第二号中「第二十条の五の四」を「から第二十条の五の四まで」に、「これらの規定」を「第二十条の五の二、第二十条の五の四、付則第五条及び付則第五条の三」に、「並びに付則第十二条の三第一項」を「及び付則第十二条の三第一項」に改め、「の所得割の額」との下に「第二十条の五の三中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十二条の三第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第二十条の五の三後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十二条の三第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを、「合計額」との下に「付則第五条の三の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十二条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」とを加え、同項第三号を削る。

## 第二条 福岡県税条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号を次のように改める。

六 法第一章第十六節の規定による県税の犯則事件の調査及び処分に関する事務  
第二十条の二十三第二項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「場合は」を「場合には」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があつた」に改め、同項ただし書中「行われた場合においては」を「行われない場合には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分(以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一むねの建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分(次項及び第六項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「天井よう」を「天井」に、「程度等」を「程度その他施行規則で定める事項」に、「次項」を「第六項」に、「によつてあん分して」を「により按分して」に改め、同条第十一項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第

七条の三第三項」を「第七条の三第四項又は第七条の三の二第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第二項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて施行規則で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積  
 第二十条の三十五の見出し中「還付」を「還付等」に改め、同条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「第二十条の二十三第九項」を「第二十条の二十三第十項」に改める。

第二十条の三十五の四第五項中「第二十条の二十三第九項」を「第二十条の二十三第十項」に改める。

第六十六条の二第一項中「対し」を「ついで」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

付則第九条の二の三第二項中「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、法附則第十二条の二の二第二項各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）」を「法附則第十二条の二の二第二項各号に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第三項から第八項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

付則第九条の二の五第一項から第五項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

付則第十二条の二の六第二項中「、未成年者口座」を「、同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定（以下この条において「非課税管理勘定」という。）又は同項第四号に規定する継続管理勘定（以下この条において「継続管理勘定」という。）」に改め、「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

**附則**

**（施行期日）**

**第一条** この条例は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中福岡県税条例の目次、第二十条及び第二十条の十三の二の改正規定 公布の日

二 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条及び第五条の規定 平成三十年四月一日

三 第二条中福岡県税条例第六六条の二及び同条例付則第十二条の二の六の改正規定並びに附則第三条の規定 平成三十一年一月一日  
(個人の県民税に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正後の福岡県税条例第二十条の五第一項、第二十条の五の第三項並びに付則第五条第一項、第五条の三の第二項及び第四項、第六条第二項、第十条の二第一項、第十条の三第一項、第十一条第一項、第十一条の二第二項、第十二条の三第一項、第十二条第一項及び第三項、第十二条の二第二項、第十二条の二の二第一項並びに第十二条の三第一項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

**第三条** 附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
(不動産取得税に関する経過措置)

**第四条** 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例(次条において「三十年新条例」という。)第二十条の二十三第五項及び第六項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分(以下この条において「共用部分」という。))とされた附属の建物を含む。(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分(建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下この条において同じ。))を有するものを除く。)の専有部分等(専有部分及び共用部分をいう。以下この条において同じ。))の附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月一日前に新築された第二条の規定による改正前の福岡県税条例第二十条の二十三第四項の一むねの建物(建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この条において「特定家屋」という。)の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。)の専有部分等の取得及び同日以後に新築

された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)の専有部分等の同号に掲げる規定の施行の日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

**第五条** 三十年新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

福岡県知事 小川 洋

#### 福岡県条例第二十一号

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

福岡県個人情報保護条例(平成十六年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。第五号、次条第五項、第二十二条第二項、第七十条及び第七十二条において同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))を除く。)をいう。以下同じ。)  
ロ 個人識別符号が含まれるもの

により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

第二条第五号中「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第五項、第二十二條第二項、第七十條及び第七十二條において同じ。)」を削る。

第三条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項に次の四号を加える。

四 犯罪歴

五 犯罪により害を被った事実

六 病歴

七 次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(第四号又は前号に該当するものを除く。)

イ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

ロ 本人を少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

ハ 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の規則で定める心身の機能の障がいがあること。

ニ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(ホにおいて「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(ホにおいて「健康診断等」という。)の結果

ホ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

第十条第一項中「記述」を「記述等」に改める。

第十四条第一項第十号中「きたす」を「来す」に改める。

第四十六條第二項を削る。

第四十八條から第五十條までを次のように改める。

第四十八條から第五十條まで 削除

第五十一條第二項第一号中「、第五條第二項第六号、第四十六條第二項、第四十九條並びに前條第二項」を「並びに第五條第二項第六号」に改める。

第五十九條中「提出」を「提示」に改める。

第六十六條第四項第一号中「(平成十五年法律第五十八号)」を削る。

第六十九條中「実施機関が取り扱う個人情報保護については実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護については知事が」を「実施機関が」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の福岡県個人情報保護条例第三条第三項ただし書の規定に基づく諮問その他の準備行為は、前項ただし書に規定する規定の施行前においても行うことができる。

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十二号

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例(平成二十二年福岡県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「直ちに、」の下に「県内の」を、「医師の業務」の下に「(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修を受けた後、前号の規定による診療科等で行う業務をいう。)」を加える。

第三条第一号中「地域医療再生計画」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第四条第一項の規定による都道府県計画」に改め、同条に次の一号を加える。

五 次のいずれかに該当する者であること。

イ 県内に住所を有する者その他規則で定める者

ロ 県内に所在する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校第三学年の課程又は専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した



